

国海環第23号
令和4年5月27日

一般社団法人 日本船用工業会
専務理事 安藤 昇 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長

田村 顕洋

(公印省略)

海洋汚染等防止法検査の方法等の一部改正について

標記について、海洋汚染等防止法検査の方法等の一部を別添のとおり改正することと致しましたので、ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

○海洋汚染等防止法検査の方法

(改正箇所は棒線)

改正後	現 行	備 考
<p>附属書〔10〕 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査要領</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 有害水バラスト汚染防止措置手引書の審査要領</p> <p>(1) 「船舶の主要目」</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ロ) 水バラスト管理に用いる手法</u></p> <p>① D-1 規則の場合</p> <p>水バラスト交換にあつては、どのタンクがどの交換手法(例:シーケンシャル(一旦空にする)、フロースルー(満タンにして押し出す)、ディリューション(注水と出水で両方同じ出力のポンプで容積を保つ))を使用するのかが明確にされていること。</p> <p>② D-2 規則の場合</p> <p>有害水バラスト処理設備にあつては、少なくとも処理方法(例:フィルター、UV、薬剤等)、メーカー、型式番号が記載されていること。</p> <p>③ D-4 規則の場合</p> <p>法第 17 条第 2 項第 5 号に基づき、D-4 規則の規定により D-2 規則(バラスト水排出基準)の適用除外を受ける場合にあつては、以下が記載されていること。</p> <p>“The requirements of regulation D-2 are waived in respect of the ship in accordance with regulation D-4.”</p> <p>④ D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則の場合</p> <p>D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従うことが記載されている場合は、海事局海洋・環境政策課環境渉外室に問い</p>	<p>附属書〔10〕 有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査要領</p> <p>1.1 (略)</p> <p>1.2 有害水バラスト汚染防止措置手引書の審査要領</p> <p>(1) 「船舶の主要目」</p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ロ) 水バラスト管理に用いる手法</u></p> <p>有害水バラスト処理設備にあつては、少なくとも処理方法(例:フィルター、UV、薬剤等)、メーカー、型式番号が記載されていること。水バラスト交換にあつては、どのタンクがどの交換手法(例:シーケンシャル(一旦空にする)、フロースルー(満タンにして押し出す)、ディリューション(注水と出水で両方同じ出力のポンプで容積を保つ))を使用するのかが明確にされていること。</p>	<p>・バラスト水管理条約に基づく規則の明確化</p> <p>・D-4 規則に従う場合の追加</p> <p>・D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従う場合の追加</p>

改正後	現 行	備 考												
<p>合わせること。</p> <p>(ハ) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>1.3 (略)</p> <p>附属書〔11〕 有害水バラスト処理装置のコミッシュニング試験要領</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 合否判定</p> <p>サンプル(濃縮を行わない場合は未濃縮のサンプル)に含まれる生物の数が、次の表に適合すること(施行令第1条の4第1号及び第2号に該当しないこと)が確認され、かつ、セルフモニタリングパラメータに基づき有害水バラスト処理設備が正常に稼働していることが確認された場合にコミッシュニング試験に合格とする。</p> <table border="1" data-bbox="165 879 974 1027"> <thead> <tr> <th>生物のサイズ</th> <th>生物の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小径 50μm 以上の生物</td> <td>10 個/m³ 未満</td> </tr> <tr> <td>最小径 10μm 以上 50μm 未満の生物</td> <td>10 個/cm³ 未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>6.・7. (略)</p>	生物のサイズ	生物の数	最小径 50 μ m 以上の生物	10 個/m ³ 未満	最小径 10 μ m 以上 50 μ m 未満の生物	10 個/cm ³ 未満	<p>(ハ) (略)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>1.3 (略)</p> <p>附属書〔11〕 有害水バラスト処理装置のコミッシュニング試験要領</p> <p>1.～4. (略)</p> <p>5. 合否判定</p> <p>サンプル(濃縮を行わない場合は未濃縮のサンプル)に含まれる生物の数が、次の表に適合すること(施行令第1条の4第1号及び第2号に該当しないこと)が確認され、かつ、セルフモニタリングパラメータに基づき有害水バラスト処理設備が正常に稼働していることが確認された場合にコミッシュニング試験に合格とする。</p> <table border="1" data-bbox="1001 879 1809 1027"> <thead> <tr> <th>生物のサイズ</th> <th>生物の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>最小径 50μm 以上の生物</td> <td>10/m³ 個未満</td> </tr> <tr> <td>最小径 10μm 以上 50μm 未満の生物</td> <td>10/cm³ 個未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>6.・7. (略)</p>	生物のサイズ	生物の数	最小径 50 μ m 以上の生物	10/m ³ 個未満	最小径 10 μ m 以上 50 μ m 未満の生物	10/cm ³ 個未満	<p>誤字訂正</p>
生物のサイズ	生物の数													
最小径 50 μ m 以上の生物	10 個/m ³ 未満													
最小径 10 μ m 以上 50 μ m 未満の生物	10 個/cm ³ 未満													
生物のサイズ	生物の数													
最小径 50 μ m 以上の生物	10/m ³ 個未満													
最小径 10 μ m 以上 50 μ m 未満の生物	10/cm ³ 個未満													
<p>(適用日)</p> <p>令和4年6月1日から適用する。</p>														

改正後	現 行	備 考
<p>1. 関係書類</p> <p>1.4 海洋汚染等防止検査手帳</p> <p>1.4.4 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」及び「(5) 検査の記録」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 「(ii) タンカーに関する記録」</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>「バラスト用油排出監視制御装置の操作手引書」</u>及び「貨物艙原油洗浄設備の操作及び設備の手引書」の欄の記載については、(ハ)⑥の例に準じて記載すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(ホ)・(ヘ) (略)</p> <p>(ト) 「(v) 有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録」</p> <p>① 「(a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目」</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 「船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法」欄は、次のように記載すること。</p>	<p>1. 関係書類</p> <p>1.4 海洋汚染等防止検査手帳</p> <p>1.4.4 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」及び「(5) 検査の記録」</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」</p> <p>(イ)～(ハ) (略)</p> <p>(ニ) 「(ii) タンカーに関する記録」</p> <p>①・② (略)</p> <p>③ <u>「バラスト用油排出監視制御装置の操作手引書」</u>、<u>「クリーンバラストタンクの操作手引書」</u>及び「貨物艙原油洗浄設備の操作及び設備の手引書」の欄の記載については、(ハ)⑥の例に準じて記載すること。</p> <p>④ (略)</p> <p>(ホ)・(ヘ) (略)</p> <p>(ト) 「(v) 有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録」</p> <p>① 「(a) 有害水バラストの排出防止に関する設備の要目」</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(d) 「船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法」欄は、次のように記載すること。</p>	<p>国際油汚染防止証書の様式からクリーンバラストタンクを削除する改正が行われていた内容の反映</p>

改正後	現 行	備 考
<p>(i)～(v) (略)</p> <p><u>(vi)</u> D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従う場合の記載方法については、海事局海洋・環境政策課環境渉外室に問い合わせること。</p> <p>(チ)・(リ) (略)</p> <p>別紙 2</p> <p>(ii)タンカーに関する記録 (略)</p> <p><u>1)</u> 分離バラストタンクの詳細 (略) (削る)</p> <p><u>2)・3)</u> (略)</p> <p>(v)有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録 (略)</p> <p>(ハ)船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法 ・D-4 規則に従う <input type="checkbox"/></p> <p><u>・.....規則に従うその他の手法である。</u> <input checked="" type="checkbox"/></p> <p>(略)</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.5 国際水バラスト管理証書 (IBWM 証書)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>水バラスト管理</u>に用いる方法の詳細</p>	<p>(i)～(v) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(チ)・(リ) (略)</p> <p>別紙 2</p> <p>(ii)タンカーに関する記録 (略)</p> <p><u>1)</u> 分離バラストタンク又はクリーンバラストタンクの詳細 (略)</p> <p><u>2)</u> クリーンバラストタンクの場合の操作手引書</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><u>1.</u> 昭和58年10月9日北海道運輸局において検査済</p> <p><u>2.</u> 昭和61年6月10日東北運輸局において一部変更</p> </div> <p><u>3)・4)</u> (略)</p> <p>(v)有害水バラストの排出防止に関する設備に関する記録 (略)</p> <p>(ハ)船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法 ・D-4 規則に従う <input type="checkbox"/></p> <p>(新設)</p> <p>(略)</p> <p>1.5 国際海洋汚染等防止証書</p> <p>1.5.5 国際水バラスト管理証書 (IBWM 証書)</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>バラスト管理</u>に用いる方法の詳細</p>	<p>D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従う場合の追加</p> <p>国際油汚染防止証書の様式からクリーンバラストタンクを削除する改正が行われていた内容の反映 番号ズレ</p> <p>国際水バラスト管理証書の様式変更の反映</p> <p>誤字訂正</p>

改正後	現 行	備 考
<p><u>(4)</u> この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法 該当する管理方法の欄にチェックを入れる。ただし、A-3 規則 5 又は D-1 規則、D-2 規則若しくは D-4 規則以外の規則に従う場 合は、次の内容を記載すること。</p> <p>① A-3 規則 5 の規定により B-3 規則(水バラスト管理)の適用除 外を受ける場合にあっては、(記述)欄に以下を記載すること。 (注:上記(3)と重複する記載)</p> <p>“The requirements of regulation B-3 are waived in respect of the ship in accordance with regulation A-3.5”</p> <p>② D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従う場合は、 海事局海洋・環境政策課環境渉外室に問い合わせること。</p> <p>(5) (略)</p> <p>別紙 (25)</p> <p>(略)</p> <p><u>設置日 (該当する場合) (年/月/日)</u></p> <p><u>Date Installed (if applicable) (dd/mm/yyyy) 8</u> <u>September 2018</u></p> <p>(略)</p> <p>この船舶は、D-4 規則に従う。</p> <p><input type="checkbox"/> the ship is subject to regulation D-4規則に従うその他の手法である。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <u>other approach in accordance with regulation.....</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(4)</u> この船舶において使用される主たる水バラスト管理の方法 該当する管理方法の欄にチェックを入れる。A-3 規則 5 の規定 により B-3 規則(水バラスト管理)の適用除外を受ける場合にあ っては、(記述)欄に以下を記載すること。(注:上記(3)と重複す る記載)</p> <p>“The requirements of regulation B-3 are waived in respect of the ship in accordance with regulation A-3.5”</p> <p>(5) (略)</p> <p>別紙 (25)</p> <p>(略)</p> <p><u>設置日 (該当する場合)</u></p> <p><u>Date Installed (if applicable) 8 September 2018</u></p> <p>(略)</p> <p>この船舶は、D-4 規則に従う。</p> <p><input type="checkbox"/> the ship is subject to regulation D-4 (新設)</p> <p>(略)</p>	<p>国際水バラスト管 理証書の D-1 規 則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規 則に従う場合の追 加</p> <p>国際水バラスト管 理証書の様式変更 の反映</p> <p>国際水バラスト管 理証書の様式変更 の反映</p>
<p>(適用日) 令和 4 年 6 月 1 日から適用する。</p>		

海洋汚染等防止法検査の方法等の一部改正について

1. 改正の背景

船舶からの水バラストの排出については、船舶バラスト水規制管理条約に基づき、排出時の当該水バラスト内の生存生物と微生物の数が一定の基準以下とすることとされている。

令和 2 年 11 月に開催された国際海事機関第 75 回海洋環境保護委員会において、水バラストを海洋に排出しない船舶等についての水バラスト管理の方法を明確化する観点から、国際水バラスト管理証書に当該船舶等に係る水バラスト管理の方法についての記載欄を設けること等を内容とする同条約の改正案が採択され、令和 4 年 6 月 1 日に発効することとなった。

当該改正の採択に伴い、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和 58 年運輸省令第 39 号）について、令和 4 年国土交通省令第 12 号により、当該改正を反映した。これを受けて、関連通達の改正を行う。

2. 改正内容の概要

国際水バラスト管理証書及び有害水バラスト汚染防止措置手引書の水バラスト管理の方法として、従来からある D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則に加え、それ以外の規則に従う方法が追加されたため、海洋汚染等防止法検査の方法と海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領を次のとおり改正することとする。

- 海洋汚染等防止法検査の方法の一部改正
 - ・ 有害水バラスト汚染防止措置手引書の水バラスト管理に用いる手法として、D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従う場合の記載方法を定める。
 - ・ これに併せて、D-4 規則の具体的な記載方法を定める。
- 海洋汚染等防止法検査関係事務取扱要領の一部改正
 - ・ 国際水バラスト管理証書の水バラスト管理の方法として、D-1 規則、D-2 規則又は D-4 規則以外の規則に従う場合の方法を加える。
 - ・ 海洋汚染等防止検査手帳の「(4) 海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等、大気汚染防止検査対象設備及び揮発性物質放出防止措置手引書の記録」の(ii)タンカーに関する記録について、国際油汚染防止証書の様式のクリーンバラストタンクを削除する改正（平成 30 年国土交通省令第 10 号）が行われたが、この内容が反映されていなかったため、本改正で併せて反映する。

3. 施行日

令和 4 年 6 月 1 日